国会法務委員会答弁

第49条〔届出期間、届出事項、出生証明書の添付〕

出生の届出は、14日以内（国外で出生があつたときは、3箇月以内）にこれをしなければならない。

（2）届書には、次の事項を記載しなければならない。

1　子の男女の別及び嫡出子又は嫡出でない子の別／2　出生の年月日時分及び場所／3　父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍／4　その他命令で定める事項

（3）医師、助産婦又はその他の者が出産に立ち会つた場合には、医師、助産婦、その他の者の順序に従つてそのうちの一人が命令の定めるところによつて作成する出生証明書を届書に添附しなければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

【4】国会法務委員会答弁

（第1類第3号　法務委員会議録第2号　平成元年11月10日）

○稲葉（誠）委員　一つ、先に法務大臣にお聞きするわけですが、去年の8月から大手町の東京法務局、あれは二号館でしたか、そこにおいて外国人のための人権相談所が開設されたわけです。私も行ってみました。在日外国人の人権擁護の観点からこれは現在どういうふうになっているのかということ。さらに拡充すべきだと考えておるのですが、その点について現状はどういうふうにしておるかということも含めて大臣の方から一応御説明願いたいと思います。

○高橋（欣）政府委員　まず現状について私からお答えさせていただきます。

今御質問にありましたとおり、昨年の8月から東京法務局において週に2回、午後の時間を当てまして、外国人のための特設人権相談を開設いたしまして、日本に在留する外国人でいろいろな生活上の悩みのある方は相談に来てくださいということを宣伝いたしまして運営してまいりました。

その結果、現在もその体制で続けておるわけでございますが、本年の8月までの1年間の実績を集計してみましたところ、週2回の特設相談日に相談に来られた外国人の方、件数が309件になっております。今後も積極的に続けていきたいというふうに考えております。

○後藤国務大臣　ただいま政府委員からもお答え申し上げましたが、今後も積極的にこれを進めていくように努力をいたしたいと思っております。

○稲葉（誠）委員　私も視察に行ってきたわけです。一生懸命やってくださっているのでしょうけれども、2つ部屋があって、火曜日と、木曜日か何曜日だったか忘れましたが、午後だけですね。場合によると弁護士にも来てもらったりしてやっておるようですが、そこで問題となってくるのは、いろいろ相談に来られる人がいるわけです。今言ったように309件ある。もっとどんどんふえるでしょう。そのときに、そうした人たちの中で、例えば在留資格が不法である、いろいろそういうような話が出てくることがあるようですね。そういうときに人権擁護局としては当然人権擁護の立場を中心として考慮すべきだ。こう思うのですが、守秘義務と通報義務との関係といいますか？現状はどういうふうにしておられるわけですか。

○高橋（欣）政府委員　昨年8月、この東京法務局における外国人人権相談所開設に先立ちまして、今御質問の点につきまして私どもで検討いたしました。当然こういう相談所を開設すれば、不法に残留、あるいは不法就労している方で仕事上の人権を侵されているというような訴えがあることは予測しておるわけでございますので、御承知のとおり、入管法62条でございましたか？公務員の通報、通告義務が規定されております。それと公務員一般の守秘義務がどういう関係になるのかということに関しまして文献もあさってみたわけでございます。

刑事訴訟法にやはり公務員の犯罪を認知した場合の通報義務が規定されておりまして、これは刑事訴訟法の239条2項でございます。この議論と今の入管法の規定の議論は同じであるという前提に立ちまして刑訴法の文献を調べてみたところ、この刑訴法上の通告義務と公務員の守秘義務は、守秘義務の方が優先するというような記述のもの、あるいは、それは所管行政庁の裁量で通報しなくても違法とはならないというような記述のものが多数見当たりました。それに引きかえ、通報義務のほうが優先するという記述はございませんでした。

その中でも、その論拠を少し掘り下げて記述しているものがここにございます。これは熊谷弘ほか3名編の「公判法大系」という本でございますが、そこにこういうふうに書いてございます。

行政機関は、それぞれ固有の行政目的の遂行にあたっているものであるから、右の告発を行うことが、当該官公吏の属する行政機関にとってその行政目的の達成に極めて重大な支障を生じ、そのためにもたらされる不利益が、告発をしない？当該犯罪が訴追されないこととされることによってもたらされる不利益よりも大であると認められるような場合には、当該官公吏の属する行政機関の判断によって告発しないこととしても、この規定に反しないものと解するのが相当である。」

と書いてございます。

私どももこの考えが妥当であるという前提に立ちまして、入国管理局とも協議いたしました結果、相談者が相談の過程でいわゆる不法残留あるいは不法就労であることがわかりましてもそのことを入管局には通報しませんということについて、入管局のご了解も得まして、その旨の宣伝を大いにやっているところでございます。

資料2

未払医療費補填事業関係

【1】茨城県未払補填事業

茨城県救急医療未回収医療費補てん補助金交付要項

（趣旨）

第1条　知事は、県民の救急医療体制の確保と充実を図るため、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条の規定に基づき告示した救急告示医療機関、茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則（昭和52年茨城県規則第11号）第3条の規定に基づき指定した救急医療協力医療機関（国立及び県立の医療機関を除く。）及び救急医療対策事業実施要綱（昭和52年医発第692号）に基づき整備した救命救急センター（国立水戸病院を除く。）（以下「補助事業者」という。）に対し、救急患者の診療に当たって生じた未回収医療費の全部又は一部を、予算の範囲内で補助するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（用語の定義）

第2条　この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

（1）「救急患者」とは、消防本部の救急車により補助事業者に搬送された患者とする。

（2）「未回収医療費」とは、当該救急患者の医療上必要かつ相当と認められる医療費で「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）」により算定した額（老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第1項各号のいずれかに該当する者については、「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準」（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額）及び「健康保険法の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」を適用して算定したもののうち回収することができない医療費とする。ただし、初診日が平成11年10月1日から平成12年9月30日までの診療で救急患者の初診日から起算して10日以内に係る医療費であり、かつ、回収に相当な努力をしたにもかかわらず、初診日から1年を経過した日において回収することができない医療費（回収できる見込みのものを除く。）とする。」

なお、入院治療を要しなかった救急患者については、初診時の医療費とする。

（補助対象事業及び1件当たりの補助限度額等）

第3条　補助対象は、補助事業者に対する救急患者の診療により生じた未回収医療費とする。

2　未回収医療費1件当たりの補助限度額は、100万円円とし、1,000円未満の未回収医療費は補助対象外とする。

ただし、救命救急センターにおける外国人医療については、未回収医療費1件当たりの補助限度額を30万円円とする。

（補助金額）

第4条　補助金の額は、予算の範囲内で知事が必要と認める額を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第5条　補助金の交付を受けようとする者は、茨城県救急医療未回収医療費補てん補助金交付申請書（様式第1号）を平成X年12月10日までに知事に提出しなければならない。

【2】栃木県未払補填事業

1　補助制度の目的

不慮の疾病等により誘因診療を受けた外国人の未払医療費に係る医療機関の負担を軽減し、救急医療制度の円滑な運営を確保する。

2　補助制度の概要

(1) 補助事業者：県内の救急告示医療機関及び在宅当番医制に参加している医療機関の開設者（国及び労働福祉事業団を除く）。

(2) 対象外国人：県内に移住し、公的医療保険又は公的扶助が適用されない外国人で不慮の疾病等により緊急入院した者

(3) 補助対象経費：対象外国人に係る入院診療費（入院期間14日間分を限度）のうち、医療機関の回収努力にもかかわらず1年以上未回収のもの。

(4) 補助金の算定：次の①及び②により算定した額の合計額。ただし、補助総額が予算額を上回る場合には、一律減額交付。

①一般の医療費：診療報酬点数表により算定した医療費から患者等から回収した金額を控除しあ残額の7割相当額

②食事医療費：入院時食事療養費算定基準により算定した食事療養費から患者等から回収した金額を控除した残額からさらに標準負担額を控除した額

(5) 適用除外：対象外国人が救命救急センターに入院している場合には、別の補助制度が適用されるため、この補助制度は適用しない。

(6) 補助方式：各補助事業者への直接補助（精算払）方式とする。

3　補助金交付手続

(1) 交付申請時期：毎年度1月中に当該年度の前年度の未払医療費分を県に一括申請

(2) 交付決定時期：県は書類等審査を経て毎年度3月下旬に交付決定

(3) 事業実績報告：毎年度4月10日に1年間の回収経過等を県に報告

(4) 交付額確定：県は各補助事業毎年度4月中に(3)の報告を基に、交付額を確定

(5) 請求・交付：県は各補助事業者からの請求を受け、毎年度5月中に確定額を交付

4　補助の条件等

(1) 回収努力義務：各補助事業者は、補助金交付の前後を問わず、未払